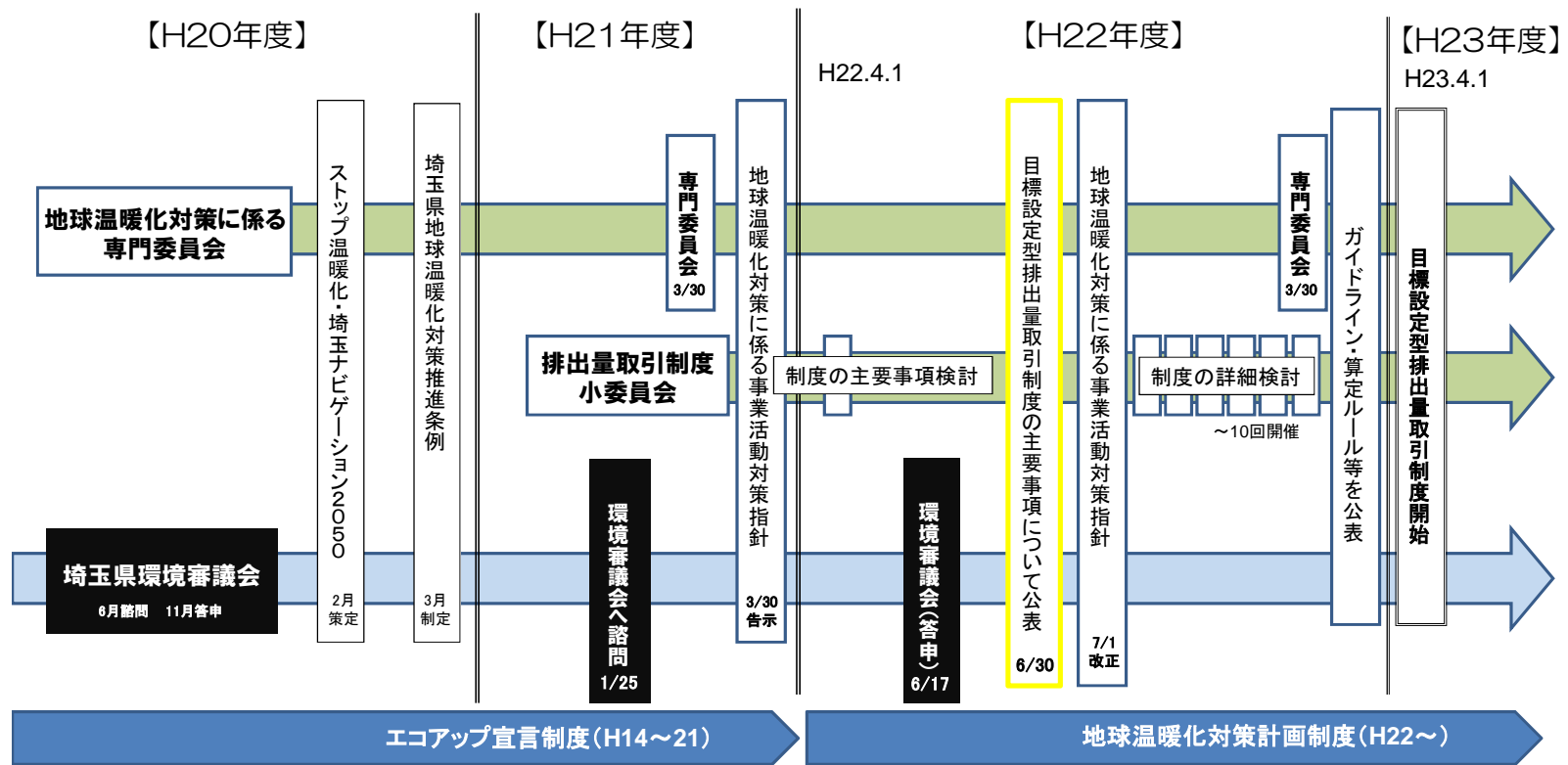


目標設定型排出量取引制度について

1. 制度検討の経緯



2. 制度の概要

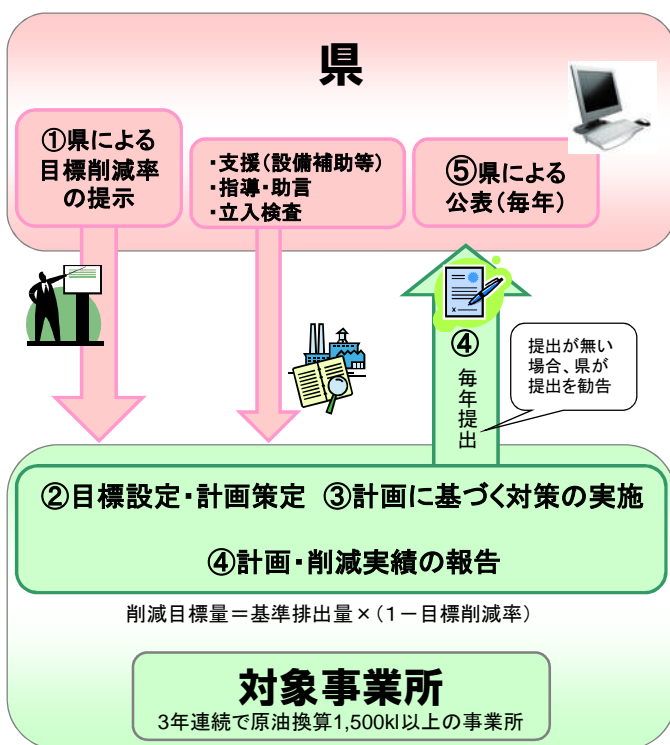
◆ 埼玉県地球温暖化対策推進条例 (平成21年3月)

埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針 (平成22年3月)

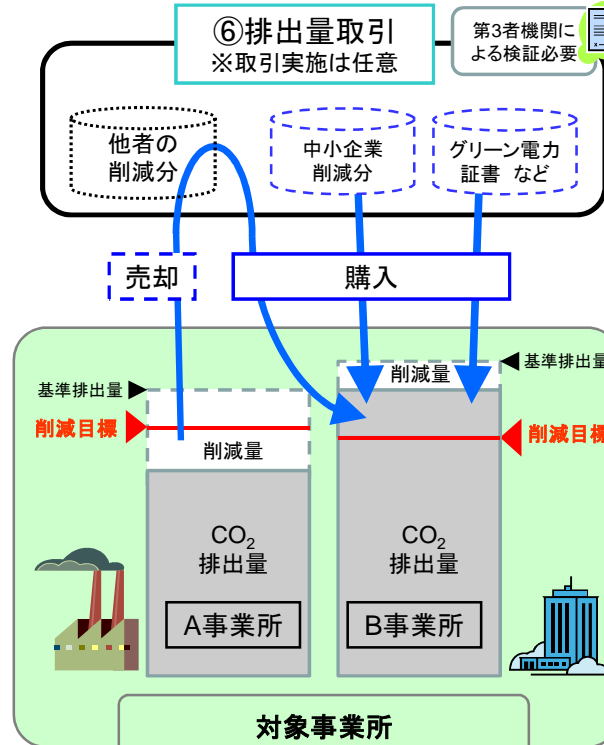
事業者は、知事が定めた事業活動対策指針に基づき、計画を策定し、その計画に基づき対策を実施しなければならない。

大規模事業者は、県が定める方法により削減目標を設定し、計画的に対策を実施し、目標を達成するよう努めなければならない。

削減計画策定・目標設定



排出量取引



①【指針】県は目標削減率を定め、事業者に提示する。

②【条例】事業者は、削減計画を策定しなければならない。

③【指針】事業者は、削減計画期間において、基準排出量と目標削減率から算定される削減目標を達成するよう努めなければならない。

④【条例】事業者は、削減計画と削減実績を毎年、県に報告しなければならない。

⑤【条例】県は事業者の計画・削減実績を毎年公表する。

⑥【指針】事業者は目標を達成するために排出量取引を行うことができる。

3. 制度の対象

(1) 対象事業所

◆ 原油換算エネルギー使用量が3年連続して年間1,500klを超える事業所

- ※ 対象は約600事業所と想定
- ※ 新規設置事業所には3年間の排出量把握期間

- ◇ 本県で排出量の多い事業所
 - ・太平洋セメント(熊谷・171万t/年)などのセメント工場
 - ・レンゴー(八潮・22万t/年)などの製紙工場
 - ・本田技研工業(狭山・12万t/年)などの自動車関連工場

(2) 対象温室効果ガス

◆ エネルギー起源(燃料、電力由来)の二酸化炭素

- ※ 工業プロセス(セメントの生成過程等)の二酸化炭素は除く

- 【参考】温室効果ガスの種類
- 二酸化炭素(CO₂) (エネルギー起源、工業プロセス)
 - メタン(CH₄)
 - 一酸化二窒素(N₂O)
 - 代替フロン類(HFC、PFC、SF₆)

(3) 対象期間

- ◆ 県の計画の目標年である2020年までの期間を2期に分けて対策を推進

1期 平成23年度～26年度(4年間)
 2期 平成27年度～31年度(5年間)
 ※ 以下、5年ごとの計画

4. 削減目標

(1) 削減目標量

- ◆ 基準排出量に対し、県が定める目標削減率を乗じて算出される量を削減目標量として、事業者が設定

$$\text{削減目標量} = \text{基準排出量} \times \text{目標削減率}$$

(2) 基準排出量

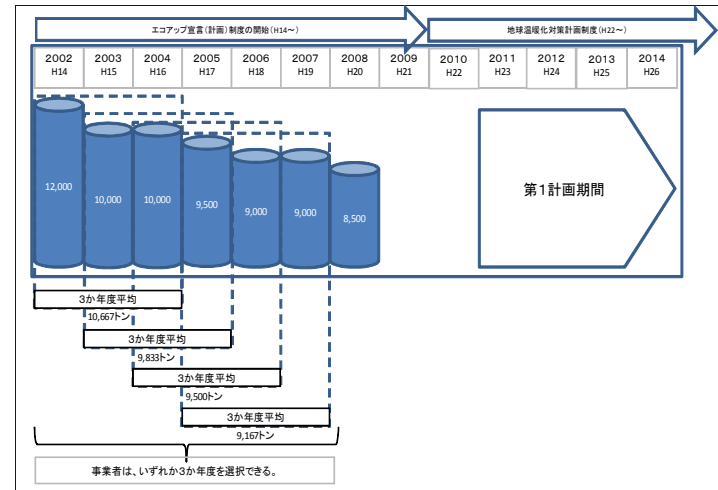
- ◆ 平成14～19年度の間連続する3年間の平均値

- ・H14からエコアップ宣言制度で数値の把握が可能
- ・H20はリーマンショックの影響があり、除外

- ※ 対策の基準となる排出量は事業者の過去の対策の実施状況に応じ、事業者自らが選択可能

- ※ 延べ床面積の増減、用途の変更、設備の増減等があった場合は、基準排出量を変更することができる。

右の場合は、平成14～16年の3年間の平均値を基準排出量として選択することが想定される



(3) 目標削減率

- ◆ 設定に当たっては、次の点を勘案

- ①ナビゲーションの目標 (2020年までに2005年比25%削減)
- ②産業・業務部門のCO₂削減見込み
- ③事業者のこれまでのCO₂排出状況
- ④事業者のCO₂削減余地



- ◆ 第一計画期間における目標削減率(計画期間中の平均) (平成23年度～平成26年度)

区分	対象事業所の種類	目標削減率
1	オフィスビル等、地域冷暖房施設	8%
	うち、地域冷暖房を20%以上利用している事業所	6%
2	区分1以外の事業所(工場、下水処理場、ゴミ処理場等)	6%

※第二計画期間(平均)における目標削減率: 15%程度と推計される(平成27年度～平成31年度)

- ◆ トップレベル事業所の扱い

先進的な取組を進める事業所については、その事業所のレベルにより目標削減率を緩和

4. 排出量取引を含む目標達成の方法

- ◆ 事業者の排出量が削減目標量以下となるよう、省エネ対策等を実施し、二酸化炭素を削減
 - ※ 自ら削減が原則
- ◆ 削減目標量が達成できなかった場合に、他の事業者や中小事業者等から排出量(削減量=クレジット)の取引(売買)を可能とする。
- ◆ クレジットの種類
 - ① 県内中小事業者からの削減量の取得<中小事業者において削減された二酸化炭素の量の取得>
 - ② 太陽光発電など再生可能エネルギーの環境価値の取得<グリーン電力証書の購入など>
 - ③ 他者からの削減量の取得<県外大規模事業所において削減された排出量の取得>
 - ④ 森林吸収源 等

5. 排出量の検証方法

- ◆ 削減目標の達成確認及び排出量取引を行う場合、県が認めた専門業者による基準排出量及び実際の排出量の検証を受けた上で、県に報告

6. その他

- ◆ 「総量削減義務と排出量取引制度」を22年4月から開始した東京都とは、可能な限り制度の整合を図る。
- ◆ 国が検討を開始した国内排出量取引制度に関し、県の制度に則って削減を進めてきた事業者が不利にならないよう、国に対して適切な制度設計を求めていく。